

愛西市における空き家等対策に関する協定書

愛西市（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部（以下「乙」という。）は、愛西市内における空き家等に関する対策の推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空き家等の発生の未然防止、管理の適正化、流通・活用等の空き家等に関する対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空き家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空き家等の流通及び活用の促進に関すること。
 - （2）空き家等の発生の抑制及び適切な管理に関すること。
 - （3）所有者等からの相談体制の整備に関すること。
 - （4）前各号の取組みに必要な情報の発信に関すること
 - （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。
- 2 前項の取組事項の具体的な実施事項及び役割については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

（業務の委託）

第4条 乙は取り組む事項のうち適宜、第三者に対して業務の委託ができるものとする。

（情報の共有）

第5条 甲及び乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり、情報の共有に努めるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による終了又は変更等の申出がないときは、期間満了の日の翌日から更に有効期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の遂行に際して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月17日

甲 愛西市稲葉町米野308番地

愛西市

愛西市長 日永 貴章

乙 名古屋市中区栄五丁目27番14号
朝日生命名古屋栄ビル4階

公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部

本部長 萩原 幸二